

特許庁審査・審判官と弁理士、事務所員との対応について（案）

問い合わせについて

（１）庁側から出願人側への問い合わせの場合

- ・電話でのコンタクトは担当弁理士を行う
- ・対応は弁理士のみとし、事務所スタッフが対応してくる場合には、弁理士とのみ対応する旨伝えて、スタッフとは対応しない。

原則としては、審査・審判官と、弁理士との間で行うべきことであるが、弁理士のみで不十分な場合は、出願人の知財スタッフ、発明者等へ問い合わせを行う。

（出願人の雇用者であることが前提であるが、発明者本人は雇用者でない場合もあり得る）

（２）出願人側から庁側への問い合わせの場合

- ・代理人側のコンタクトは、担当弁理士のみ行う。
- ・事務所スタッフからの問い合わせについては、弁理士とのみ対応する旨伝えて、スタッフとは対応しない。
- ・出願人の知財スタッフ、発明者からの問い合わせについては、対応は行う。しかしながら、弁理士をつけている場合には、その後の問い合わせは弁理士を通して行うように要請することも検討。

面接について

- ・庁側から担当弁理士へ要請、もしくは、担当弁理士から庁側へ要請
- ・担当弁理士は出頭することを要件とする。
- ・発言者は担当弁理士、出願人の知財スタッフ、発明者等のみ（問い合わせと同様）事務所スタッフも出頭は可能であるが、発言は不可